

第 228 回：所得金額調整控除について

2020 年（平成 30 年度）の税制改正において、給与所得控除額と公的年金等控除額が引き下げられました。結果として、

- ① 給与所得控除額の引き下げ → 給与収入が 850 万円を超える世帯は税負担が増加！
- ② 公的年金等控除額の引き下げ → 年金を受け取りながら給与収入もある人の税負担が増加！

この税負担を軽減するため、新たに設けられたのが「所得金額調整控除」です。今回は、所得金額調整控除をご説明します。

■ そもそも対象となるのは？

2020 年の税制改正で税負担が増加した、給与所得者の方が対象です。

- ① 給与収入が 850 万円を超える世帯（子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除）
次のいずれかに該当する場合、「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」が受けられます。

- ・ 本人が特別障害者である
- ・ 23 歳未満の扶養親族がいる
- ・ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる

◇控除額（最大 15 万円まで）

$(\text{給与等の収入金額} (\ast 1) - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$ （1 円未満切上げ）

※1：1,000 万円超の場合は 1,000 万円

※2：ご夫婦ともに給与収入が 850 万円を超えている場合、ご夫婦それぞれがこの控除を受けることができます。

- ② 年金を受け取りながら給与収入もある人

（給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除）

「給与所得+公的年金など」が 10 万円を超える場合、「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」が受けられます。

◇控除額（最大 10 万円まで）

$(\text{給与所得控除後の給与等の金額} (\ast 1) + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} (\ast 1)) - 10 \text{ 万円}$

※1：10 万円超の場合は 10 万円

※2：子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。

ご不明点がございましたら、当事務所までお気軽にお問合せ下さい！